

# 住宅改修費支給申請の流れ

別紙①-1

## ①利用者が、介護支援専門員（ケアマネージャー）に住宅改修の相談

- ・ 住宅の所有者が本人以外の場合は、事前に所有者に住宅改修する旨を相談、承諾をもらったら、所有者に「住宅改修承諾書」にサイン・押印してもらうよう説明してください。
- ・ 介護支援専門員は、利用者の心身の状態や居宅の状況を確認してください。

介護支援専門員は、摂津市保健センター住宅改修担当者（作業・理学療法士）と同行訪問の日程調整をする（別紙⑨）

摂津市保健センター TEL:06-6381-1710 FAX:06-6381-1789

- ※ 入院もしくは、老健等の施設入所中の場合は、その施設に所属する作業・理学療法士の同行訪問も可とします。
- ※ 高齢者・重度身体障害者等住宅改造助成申請を併せてする場合は、同行訪問依頼の前に、高齢介護課または障害福祉課に事前に相談してください。

## ②利用者居宅にて、改修内容の確認を行う

- ・ 利用者・介護支援専門員・保健センター作業・理学療法士・住宅改修事業者の4者で行います。
- ・ 保健センター作業・理学療法士が、利用者の動作確認を行い、『改修の必要性』について判断の上、『改修内容』等を決定します。住宅改修事業者は、改修内容（手すりの長さ・高さ・形状等）の指示を受けます。
- ・ 保健センター作業・理学療法士は、『訪問記録票』を作成し、高齢介護課に提出します。

**③利用者が、住宅改修事業者が作成した図面・見積書等を確認し、住宅改修の事前申請を行うかどうかを決定する**

- ・ 住宅改修の事前申請を行う場合、その旨、介護支援専門員に伝えます。同時に、支払い方法（代理受領払い・償還払い）についても伝えます。代理受領払い・・・改修工事完了後、利用者は、介護保険対象費用の自己負担額（1割・2割・3割）を住宅改修事業者に支払います。後日、給付額（9割・8割・7割）を市から住宅改修事業者に支払われます。

※ ただし、代理受領払いでの申請には、下記の条件を満たしている必要があります。

- ・ 住宅改修事業者が摂津市高齢介護課に代理受領の届出をしていること。
- ・ 要介護認定を受けていること。（新規申請中等の場合は、償還払いとなります）
- ・ 保険料の未納・滞納がないこと。
- ・ 改修工事着工から竣工まで、在宅であること。（入院入所中でないこと）

償還払い・・・改修工事完了後、利用者は、介護保険対象費用の全額を住宅改修事業者に支払います。後日、利用者に給付額（9割・8割・7割）が市から支払われます。

**④介護支援専門員は、『住宅改修を必要とする理由書』を作成し、下記書類とともに高齢介護課に申請する ※申請は、住宅改修事業者でも可。**

- ① 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修事前届出書（別紙③）  
※ 届出書の金額欄については、訂正印で訂正できません。
- ② 工事費内訳見積書
- ③ 介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要と認められる理由を記載した書類（別紙④）
- ④ 住宅改修前と後の工事箇所の図面
- ⑤ 住宅改修前の工事箇所の写真
- ⑥ 改修を行う住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、所有者の承諾書
  - ※ 借借人が当該被保険者の場合 : 別紙⑤-1
  - ※ 借借人が当該被保険者以外の場合 : 別紙⑤-1及び別紙⑤-2
  - ※ 所有者がご家族の場合 : 別紙⑤-2

**⑤高齢介護課から利用者に『住宅改修事前承認通知書』を郵送する※**

- ※ 承認には申請日から概ね2週間かかります。
- ※ 通知書郵送前に、介護支援専門員に承認（不承認）の旨、電話連絡します。

**⑥住宅改修事業者は、改修工事を着工する**

- ※ 住宅改修事業者は、事前承認の内容通りに施工できない場合は、必ず保健センターの作業・理学療法士に連絡し、了承を得てください。
- 施行内容が変更された場合は、住宅改修事業者・介護支援専門員共に「介護保険住宅改修経過報告書」を高齢介護課へ提出してください。（別紙⑧）
- ※ 事前承認通りに施工されなかった場合、状況によっては、改修工事のやり直しや、介護保険住宅改修費の対象外となる場合があります。

**⑦改修工事が完了⇒利用者は、改修費用を住宅改修事業者に支払う**

- ・ 『代理受領払い』の場合は、改修対象費の自己負担割合分（1～3割）を支払います。
- 『償還払い』の場合は、改修対象費の全額を支払います。
- ・ 高齢者・重度身体障害者等住宅改造助成申請対象は、『償還払い』となります。

**⑧介護支援専門員が事後訪問を行い、保健センター作業・理学療法士に動作確認を報告⇒保健センター作業・理学療法士は、高齢介護課に『訪問記録票』を送付****⑨介護支援専門員は高齢介護課に、下記書類とともに住宅改修費支給の請求をする**  
※申請は、住宅改修事業者でも可。**【代理受領払い】**

- ① 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書兼請求書(代理受領用)  
(別紙⑥)
- ② 領収書
- ③ 工事費内訳書
- ④ 完成後の状態が確認できる書類等

**【償還払い】**

- ① 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書兼請求書(償還払い用)  
(別紙⑦)
- ② 領収書
- ③ 工事費内訳書
- ④ 完成後の状態が確認できる書類等

**⑩高齢介護課は、『訪問記録票』で施工が『適正』であるか確認した後、利用者に支給(不支給)決定通知書を郵送、支払いを行います。**

※別紙③～⑨については摂津市ホームページからダウンロードできます。